

近代化基金運営要綱(抜粋)

一般社団法人東京都トラック協会
昭和56年6月29日 制定
令和8年3月27日 改正

(基金に基づく融資制度)

第5条 協会は、基金を原資とする融資制度を商工中金に設置・運営させる。

2 この制度による融資対象者は、次の各号のいずれかに限る。

一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条又は第35条に定める許可を受けた協会の会員である貨物自動車運送事業者（次号により、組合からの転貸による融資を受ける者を含む。以下「個別企業」という。）及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）

二 前号に定める者の共同体（以下「共同体」という。）及び個別企業が所属する協同組合を通じて融資申込をし、その協同組合が個別企業に対し転貸を行うために融資を受ける場合の当該協同組合（以下「組合」という。）

3 この制度の融資対象事業は、次に定めるとおりとする。ただし、車両のうち第8条に定める融資対象車については、同条により対応する。

一 事務所・車庫・トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金

二 福利厚生施設の整備に要する資金

三 荷役機械・車両等の購入及び車両の改造に要する資金

四 近代化・合理化のための事務機器（コンピューター・ファクシミリ・複写機・MCA機器・ソフトウェア等）の設置購入に要する資金

五 交通事故防止、省エネ・環境対策のためのデジタルタコグラフ、ドライブレコーダー装置、蓄熱マット等の購入に要する資金

4 この制度による融資の公平と機会均等を図るため、融資限度額を次のとおりとする。

一 個別企業の場合 6,000万円

二 共同体の場合 1億円

三 組合の場合 転貸先の企業ごとに6,000万円

5 この制度による借入金に対する支払利率は、商工中金の所定レートによるものとする。

6 借入金の償還期間は車両、車両搭載物は5年以内、その他は10年以内とする。ただし、融資対象物件の減価償却年数が10年未満の場合については、別途、細則で定める。

7 借入金の返済据置期間は、償還期間のうち6カ月以内とする。

8 この制度によって融資を受ける者（以下「借入者」という。）は、商工中金の本店又は支店（商工中金の代理店となっている信用組合の本店又は支店を含む。以下「商工中金等」という。）の定める担保及び保証人を必要とし、協会は、債務保証は一切

行わない。

- 9 再融資は、既約定分の融資が正常に償還されている場合、融資限度額から融資残高を控除した額の範囲内において、公募期間中いつでも融資推薦申込を可能とする。

（利子補給）

第6条 協会は、借入者に対し、基金の運用益のほか全ト協利子補給助成金、交付金及び基金取崩繰入金等により、次項の定めに基づく率（以下「利子補給率」という。）による利子補給を行う。ただし、当該融資の貸付金利を上限とし、金利情勢等に変化がある場合、利子補給率を改定することができる。改定後の利子補給率は、原則として新たな融資を受ける分に適用し、既往の融資分については、当該融資に係る融資推薦決定時に適用されていた利子補給率を適用する。

- 2 利子補給率は、次の各号に定めるところにより算出する。

一 事業年度上半期（4月から9月まで）の融資推薦分の利子補給率は、前事業年度2月の商工中金長期プライムレートに3分の1を乗じた率（%の小数点第2位を四捨五入）とする。

二 事業年度下半期（10月から翌年3月まで）の融資推薦分の利子補給率は、当該事業年度8月の商工中金長期プライムレートに3分の1を乗じた率（%の小数点第2位を四捨五入）とする。

- 3 元金及び利息等の支払いが遅延することによって発生する延滞利息の支払責任は、次のとおりとする。

一 元金の返済に係るものについては、商工中金等との借入約定により借入者が支払いの責任を負う。

二 協会が利子補給によって支払うべき利息が遅延することによって発生する遅延利息は、借入者が負担する利息の延滞分も含めて、協会が支払いの責任を負う。

三 借入者に起因する事由によって発生する遅延利息は、協会が利子補給によって負担する利息に係る遅延利息を含め、借入者が支払いの責任を負う。

- 4 協会は、第10条に定める近代化基金運営委員会（以下「委員会」という。）において、借入者が次の各号のいずれかに該当すると判定された場合は、直ちに利子補給を打ち切る。

一 銀行取引の停止、倒産、営業権の譲渡、差押及びこの制度に関わる手続に係る不正、怠慢、虚偽報告その他不適当な行為並びに会員資格の喪失及び正常な会員の義務を果たさない等、正常な取引を維持することが困難であるとき

二 協会の承認を受けずに、申請に係る事業計画と異なるものにその資金を転用したとき

三 この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

- 5 協会は、借入者が次の各号のいずれかに該当するときは、借入者に対し、既に補給した利子補給金の返還を求めることができる。

一 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けたとき

二 前項第2号又は第3号の規定に該当するとき

- 6 前項の規定により利子補給金の返還を求められた借入者については、この制度及び

全ト協が行うすべての助成事業に係る申請の受付及び助成金の交付は、原則として、当分の間、行わない。

(融資の申込み等)

第7条 協会は、東京都トラック時報その他協会が管理運営する広報媒体等に公示して、毎事業年度の一定期日に、この融資制度による融資推薦申込を公募する。

2 協会は、第5条第2項に定める者からの融資推薦申込を受けた場合は、速やかにその融資に係る事業計画の適格性等を検討し、その結果、妥当と判断した場合は、融資枠の範囲内において商工中金に対する融資推薦決定を行う。

3 前項の融資推薦決定を行った場合は、その旨を融資申込者及び商工中金へ文書により通知する。

4 融資申込者は、前項により交付された融資推薦決定通知書(写)を添付した所定の手続きによって、商工中金等へ融資の申込みを行うものとする。

5 融資に係る一連の書式(融資申込書、企業要項、事業計画等)については、別途、細則で定める。

(ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資の特例)

第8条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質が、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等」の一部を改正する告示(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(以下「ポスト新長期規制適合車」という。)、並びに自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質が「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(以下「平成28年排出ガス規制適合車」という。)(以下「ポスト新長期等規制適合車」という。)を導入する場合の資金融資については、次の各号に定めるところによる。

一 利子補給率 別途定める率(当該融資の貸付金利を上限とする。)

二 融資限度額(単年度当たりの申込限度額)

イ 個別企業の場合 6,000万円

ロ 共同体の場合 1億円

2 第5条第1項及び第5項から第8項、第6条並びに第7条の規定は、本特例において準用する。

(環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資の特例)

第9条 環境対応車(CNG車・ハイブリッド車)及び省エネ関連機器導入に係る融資については、次の各号に定めるところによる。

一 利子補給率 別途定める率(当該融資の貸付金利を上限とする。)

二 環境対応車(CNG車・ハイブリッド車)に適合する自動車検査証(写)又は省

エネ関連機器の売買契約書（写）を添付すること

- 2 第5条第1項及び第5項から第8項、第6条並びに第7条の規定は、本特例において準用する。

（近代化基金運営委員会の設置）

第10条 公正的確な基金運営とその業務の円滑な推進を図るため、近代化基金運営委員会を設置する。

- 2 委員会に付託する事項は、次のとおりとする。

- 一 基金運営に係る基本的事項
- 二 融資枠及び融資公募に関する事項
- 三 融資推薦の可否に関する検討
- 四 第6条第4項に定める判定
- 五 その他基金運営に付帯する一切の事項

- 3 委員会の構成及び運営等に関する事項は、別途、要綱で定める。

（事務取扱）

第12条 基金運営に関する事務取扱については、別途、細則で定める。